甲３

【追加提出資料】　　2025 年 10 月 17 日

バカロレア教員研修プログラム業務委託契約に係る
文京区職員措置請求書（2025 年 10 月 15 日提出分）　追補資料

請求人：有馬美穂

１．10 月 16 日の委員会における質疑の確認について

2025 年 10 月 16 日の決算審査特別委員会において、依田翼議員より本件契約に関する質疑が行われている。
監査にあたっては、当該質疑の録画及び議事録を確認の上、その内容を検証対象に含めることを求める。

２．区長発言と教育行政への介入の疑いについて

当該質疑において区長は、

「自分の人間関係の中から紹介し、教育委員会でよく話し合うように、また IB 指定校を作るつもりはないので他に何ができるか考えてほしいと言った」
旨の発言を行った。

この発言は、教育委員会の所管事務である教育行政への事実上の介入にあたるおそれがある。地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育行政の独立性が明記されており、首長による教育内容・実施体制への関与は原則として許されない。
ついては、録画・議事録を確認の上、当該発言が制度上の独立性に抵触しないかを監査で検証されたい。

３．文部科学省 IBO 日本コンソーシアムにおける「非公式サービス提供」注意喚起と当該事業者の関係

文部科学省 IB 教育推進コンソーシアムの公式ホームページでは、「非公式サービス提供にご注意ください」との注意喚起が掲載されている。
https://ibconsortium.mext.go.jp/news/news-3005/
区民が主役の会の調査では、当該「非公式サービス提供者」に該当するのが、本件契約先代表の[redacted]氏であることが裏付けられたとされる。

国際バカロレア本部（IBO）の総裁が文京区のシンポジウムに参加していたが、日本側のIB機構（IBOジャパン）からは渡辺氏を「無関係」としているとの情報もあり、バカロレア機構内部の矛盾はあるものの、少なくとも日本側公式ルートからは正統な事業者と認められていない可能性がある。

このような経緯を踏まえると、文京区が当該人物の経営する企業を「唯一の提供者」として選定したことには、契約事務の適正性およびリスク管理の観点から重大な疑義がある。

監査においては、渡辺氏または同社が文部科学省IB教育推進コンソーシアムにより「非公式サービス提供者」として注意喚起の対象となっているのかを必ず確認するとともに、区がその事実を事前に把握・確認していたかを明らかにされたい。

4．要請事項

以上の点を踏まえ、

・区長の発言及び教育行政への関与の有無、
・文部科学省IB教育推進コンソーシアムにより「非公式サービス提供者」として注意喚起されている事業者を選定した経緯の妥当性、
を重点的に、追加の調査対象として監査を実施されたい。

また、次年度の契約についても既に協議が進められており、IB側からは研修時間やコマ数の拡大を希望する意向が示されている。区は「検討中」としているが、このままでは契約金額が増大するおそれがあり、また本件に関して区民や議会から疑義が呈されていることを踏まえれば、次年度契約の見直しを強く求める。

本件は教育行政の独立性や契約の公正性など、区の統治構造全体に関わる性質を有することから、地方自治法第252条の27第3項に基づき、外部監査契約による個別外部監査の実施を求める。